

畑地化の取組について

畑地化の取組に当たっては、以下の要件を満たす必要があります。

● 交付対象農地の要件

- ・ **申請の前年度**において、**主食用米、戦略作物、産地交付金※又は高収益作物定着促進支援の交付対象となった作物**が作付けられていること。

※県又は地域が作成した水田収益力強化ビジョンにおいて、交付対象となっている作物。

- ・ 申請年度の7月1日付けで、**交付対象水田から除外**すること。
- ・ 追加配分が行われた年から**5年間は販売を目的とした作物（水稻を除く）の作付け**を行うこと（支援単価によって作付けしなければならない作物が異なることに注意）。

● 団地化要件

- ・ 以下の①から④までのいずれかの取組により、**おおむね団地化された畑地※を形成**

※品目や地域の特性等に鑑み、地域農業再生協議会がおおむね集約されていると認める農地（判断に迷う場合は個別に相談ください）。

① 交付対象農地単独



おおむね団地化

② 交付対象農地

+Aの要件※を満たす周辺農地



おおむね団地化

※Aの要件

- ・ 申請年度の前年度から遡って**過去4年以上連続して水稻以外の作物**が作付けされていること。
- ・ **申請年度においても水稻以外の作物の作付け**が予定されていること。

③ 交付対象農地

+Bの要件※を満たす周辺農地



おおむね団地化

④ 交付対象農地

+Aの要件※を満たす周辺農地
+Bの要件※を満たす周辺農地



おおむね団地化

※Bの要件

- ・ **前年度までに当該取組の対象となった農地**であること。

※Aの要件

- ・ 申請年度の前年度から遡って**過去4年以上連続して水稻以外の作物**が作付けされていること。
- ・ **申請年度においても水稻以外の作物の作付け**が予定されていること。

※Bの要件

- ・ **前年度までに当該取組の対象となった農地**であること。